

# Business Partner office NEWS

## 法律相談Q&A

### — 年金の脱退一時金 —

Q: 当社で働いていた外国人の労働者が家庭の事情で退職・帰国することになりました。厚生年金保険の加入期間が8年ほどありますが、保険料は掛け捨てになってしまうのでしょうか？

A: 日本国籍を有しない方が、国民年金、厚生年金保険(共済組合等を含む)の被保険者(組合員等)資格を喪失して日本を出国した場合、日本に住所を有しなくなった日から2年以内に脱退一時金を請求することができます。

支給要件は以下の通りです。

- ①日本国籍を有していない
- ②厚生年金保険や国民年金の被保険者でない
- ③保険料納付済期間等の月数の合計が6月以上
- ④老齢年金の受給資格期間(10年)を満たしていない
- ⑤障害年金等の年金受給権を有したことがない
- ⑥日本国内に住所を有していない
- ⑦「最後の公的年金の被保険者資格喪失日」と「⑥に該当した日」の遅い方の日から2年以上経過していない

支給額は、国民年金・厚生年金保険それぞれの保険期間に基づき計算されます(それぞれが6月未満の場合、上記③を満たさず請求できません)。

国民年金では、国民年金第1号被保険者としての保険料納付済期間等の月数の区分に応じ49,560円～495,600円(令和5年度)が支給されます。

厚生年金保険では、「被保険者であった期間の平均標準報酬月額×保険料率×1/2×支給率計算に用いる数(被保険者であった期間の区分に応じ6～60)」で計算された額が支給されます。



## 法改正ニュース

### — 時間外労働の上限規制の適用猶予の終了 — (令和6年4月1日～)

#### 【建設事業】

\* **上限規制がすべて適用される**

(例外) 災害の復旧・復興の事業

…「時間外労働と休日労働の合計について、①月100時間未満、②2～6か月平均80時間以内」とする規制は適用されない

#### 【自動車運転の業務】

\* **特別条項付き36協定を締結する場合、年間時間外労働の上限が年960時間**となる

\* **特別条項なし(一般条項)の36協定の締結の場合、年間時間外労働の上限は原則通り月45時間・年360時間**(1年単位の変形労働時間制では月42時間・年320時間)

\* 「時間外労働と休日労働の合計について、①月100時間未満、②2～6か月平均80時間以内」、「時間外労働が月45時間を超えることができるのは年6か月まで」とする規制は適用されない

※その他、「鹿児島県及び沖縄県における砂糖製造業」には上限規制が全て適用され、「医師」については別途定められた上限規制が適用されます。

## 最近のニュースから

### 厚生労働省 残業代算定から在宅手当を除外へ

厚生労働省は、残業代を算定する基礎から在宅手当を外す方向で調整に入った。月給に含めずに必要経費として切り離す。この場合、社員の手取りが減る可能性も出てくる。新型コロナ禍でのテレワークの普及で、手当を導入した企業が払う残業代が膨らんだことによる見直し。労働基準法施行規則を改正し、2024年度にも適用する方針。